

やまなし観光 MaaS 整備事業 業務仕様書

1 目的

- ・ 山梨県（以下「県」という。）は、「やまなし観光推進計画」において令和4年度までに平成30年の観光消費総額4,001億円を、4,500億円まで増加させることを計画しています。また、観光客一人あたり平均観光消費額は平成30年の10,616円から令和4年度までに12,000円と13%程度の増加を目標としています。一方、本県を訪れる観光客の半数近くが富士北麓地域に集中する偏りが見られ、富士北麓地域以外の圏域でさらなる魅力の向上が必要になります。
- ・ また、ウィズコロナ時代を迎え、感染症の存在を前提としつつ、感染拡大防止と経済活動が両立できる社会への移行を目指す必要があります。
- ・ 本業務では、県内周遊を促進するため二次交通の連携・強化を図る「やまなし観光 MaaS」の実証事業を通し、地域経済への影響、制度的課題等を整理し、MaaSの整備・運用を行いながら、観光産業の高付加価値化による観光消費額増加、地域経済への波及拡大、観光産業の収益力向上を図り、観光産業を県経済の第2の柱とすべく、県経済の振興及び活力に満ちた地域社会の実現を目的とします。

2 委託業務名称

- ・ やまなし観光 MaaS 整備事業業務（以下「委託業務」という。）

3 委託業務期間

- ・ 契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 委託業務内容

- ・ やまなし観光 MaaS を整備するため、以下の業務を実施する。なお、委託業務の実施にあたっては、県と協議を行いながら進めること
- ・ 委託業務の目的等を把握した上で、業務を効果的に実施できるよう業務計画書を作成し、契約締結後、14日以内に県へ提出すること
- ・ 月ごとの業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出すること

(1) 「やまなし観光 MaaS 推進協議会」の設立・運営

- ・ 交通・観光関係者をはじめ、産官学からの参加者により、本県観光・交通における未来のあるべき姿や現状の課題について協議し、短期的・長期的視点に立ったやまなし観光 MaaS 実現のための意見集約を行う「やまなし観光 MaaS 推進協議会」の設立（開催・運営・資料作成・議事録作成等）

- ・ 協議会では、MaaS を検討するにあたって必要な情報の収集（交通機関の利用状況、運行情報データ等）を行い、既存二次交通の棚卸し、地域観光課題の把握・解決、参画市町村・交通事業者・観光サービス事業者の選定、新規モビリティ検討、やまなし観光 MaaS の設計等を協議し、事業計画を策定
 - ・ 協議会は、委託業務期間中、5 回程度開催する。
- (2) タクシー等二次交通事業者に対する予約・決済・位置情報等システム導入支援**
- ・ 県内二次交通事業者への説明・導入サポート
 - ・ 新規モビリティ実証
- (3) やまなし観光 MaaS プラットフォームと二次交通事業者システムの連携**
- ・ 県の観光実態に応じたオープン型プラットフォームの構築（既存のプラットフォームの活用を含む）
 - ・ やまなしバスコンシェルジュシステムとの連携
 - ・ その他二次交通事業者システムとの連携
- (4) 観光サービス事業者に対する予約・決済・位置情報等システム導入支援**
- ・ 県内観光サービス事業者への説明・導入サポート
- (5) やまなし観光 MaaS プラットフォームと観光サービス（体験等）連携支援**
- ・ 県の観光実態に応じたオープン型プラットフォームの構築（既存のプラットフォームの活用を含む）
 - ・ その他観光サービス事業者システムとの連携
- (6) モデル地域における実証事業（PR 含む）**
- ・ 複数交通の乗り換え検証、個々の利用者の行動調査、新規モビリティ実証検証、利便性・課題解決調査等
 - ・ 国内外へ向けた実証事業の周知を行うためのプロモーション計画を策定し、周遊促進・来県促進の施策を実施
 - ・ 観光客等からの問い合わせ対応ができる体制の構築
 - ・ 県によるデータ収集や横断分析に積極的に連携・協力が可能なこと（実証事業実施前、実施中、実施後における利用者等への調査等を含む）
 - ・ 実証事業の効果を検証し、委託業務期間終了後 5 年間の運用計画をとりまとめた報告書の作成

5 委託業務実施にあたっての条件

- (1) 本委託業務の実施地域は、甲府・峡東エリアを中心とすること
- (2) 本委託業務は、実証で終了するものではなく、5 年間は少なくともサービス期間を継続し、将来にわたって定着する事業を目指すものとする
- (3) 地域の観光課題を解決する事業であること

- (4) MaaS 用システムは、関連法規を遵守の上、次のとおりとする。なお、機能は、単なる交通手段の手配にとどまらず、旅行者の目的・訪問喚起を目的としたものとし、協議会の議論を踏まえて検討を行うものとする。
- 開発した機能は、県・県内市町村・観光事業者等 WEB やスマートフォンアプリケーション等に接続できる仕様とすること
 - 観光に特化した MaaS を想定した事業だが、他の関係システムと連携しやすい仕様とすること
 - 対応言語は日本語を必須とし、インバウンドの利便性向上のため、多言語対応を目指す仕様とすること
 - 対応端末はネイティブアプリケーションの場合の OS は、Android、iOS の端末に対応するものとする（タブレット型端末を含む）。ただし、対応バージョンは契約後、協議により決定するものとする。
 - アプリは実証事業開始予定日の 30 日前までに Apple Store 及び Google Play において公開することとし、公開に当たっては必要な動作検証を行うこと
 - 次の機能を統合した仕様とすること。①～④については、実装する整備規模・件数を提案すること。なお、各種販売機能は、感染症対策として、非対面や接触防止などの措置が図られること
 - ① チケット販売商品登録・販売機能
 - ② 観光体験プログラム登録・販売機能
 - ③ 企画旅行商品登録・販売機能
 - ④ 企画乗車券登録・販売機能
 - ⑤ 経路検索・時刻表表示機能（実装する経路検索対象交通を提案すること）
 - ⑥ 経路検索と連動したタクシー配車・決済機能（目標整備台数 500 台）
 - ⑦ やまなしバスコンシェルジュシステムが提供する GTFS リアルタイムと連動させること
 - ⑧ 観光スポット情報等のコンテンツ提供機能
 - ⑨ キャッシュレス決済機能
 - ⑩ インバウンド対応・感染症予防対策など、ウィズコロナ・ポストコロナ期を見据え、地域に広く観光需要を喚起する独自提案を行うこと
 - 利用者プロフィール情報を蓄積し分析できる機能とし、それらのデータを県・県内市町村・観光事業者等に開示できる仕様とすること
 - 本委託業務終了後も公的支援等がなくても事業やサービスが継続できることを想定した仕様とすること
 - 関係する市町村、交通事業者、観光事業者等と十分な意見交換をしながらサービス内容を検討すること
 - 上記の他、目的の実現のために効果のある機能を提案すること

6 想定スケジュール

R3.1月～	やまなし観光 MaaS 推進協議会設立・開催
R3.2～9月	やまなし観光 MaaS プラットフォーム構築 一次・二次交通事業者、観光事業者への予約・決済・位置 情報等サービス導入
R3.10～11月	県内での実証事業実施
R3.12～R4.3月	実証事業の検証、検証に伴う運用調整、自走化支援
R4.4月～	やまなし観光 MaaS 運用

7 委託業務実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと
- ・ 受託者は、やむを得ない場合を除き、委託業務実施体制を変更しないこと

(1) 業務実施責任者

- ・ 受託者は、本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること
- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと
- ・ 業務実施責任者は、関係者との交渉、連絡調整を行うこと
- ・ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと
- ・ 業務実施責任者は、経費・委託業務内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者ととも本委託業務を行うこと
- ・ 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること

(3) 打合せ回数及び内容

- ・ 受託者は、必要に応じて月1回程度、県と定例打ち合わせを実施すること

8 資料等の貸与及び返還

- ・ 本委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

- ・ 貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用しないととも、本委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を県に返還する。

9 成果物

(1) 成果資料等

- ① 業務完了届
- ② 「やまなし観光 MaaS 整備事業業務委託」業務報告書
- ③ その他（打合せ記録、本委託業務で使用した各種ドキュメント）

(2) 資料の体裁

- ・ コピー可能な透明テキストファイル付 PDF ファイルとする。

(3) 納品方法

- ・ 電子媒体（CD-R）1枚に格納して提出

(4) 納期

- ・ 令和4年3月31日

(5) その他

- ・ 提出された報告書の著作権は、県に帰属し、一般に公開することがある。

10 留意事項等

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (5) 委託金額は、委託業務終了後の精算払いを原則とする。なお、委託業務開始に係る必要経費として、前金払による支払を請求できるものとする。
- (6) 支払額は、委託業務終了後、実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とし、すべての支出についてその収支を明らかにした帳簿類又は領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる。
- (7) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなけ

ればならない。

- (8) 本委託業務について、他の公的資金による費用負担と明確な切り分けを行うものとする。
- (9) 本委託業務による成果物の著作権は県と受託者双方に帰属することとし、県は加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。なお、本委託業務の成果について、県の取り組みとして紹介することに同意すること
- (10) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとする。